

各位

株式会社 北都銀行

被災された東邦銀行の預金者の皆さまへの「代理現金払戻し」の実施について

このたびの「東北地方太平洋沖地震」により被害を受けられた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

北都銀行（頭取 斉藤永吉）では、平成23年4月4日（月）から、東北地方太平洋沖地震により被災された東邦銀行にご預金をお持ちの皆さまを対象とした「代理現金払戻し」を、下記の通り行なうことといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 対象の金融機関

東邦銀行（秋田県内に営業所を設置しておりません。）

2. 代理現金払戻しの対象預金科目

当座預金、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金、定期預金、定期積金、
通知預金、一般財形預金

3. 当行の取扱店舗、取扱時間

全営業店（82か店）で、平日9時～15時のみのお取扱いとさせていただきます。

4. 本人確認

ご本人の確認ができる運転免許証や健康保険証等の資料を可能な限りお持ちください。
（いずれの本人確認書類もお持ちでない場合についても、当行窓口にご相談ください。）

5. 代理現金払戻しの限度額

- (1) 通帳・ご印鑑（届出印）をお持ちでないお客さまは、預金口座の残高の範囲内で1口座あたり1日10万円以下（千円単位）
- (2) 通帳・ご印鑑（届出印）をお持ちのお客さまは、預金口座の残高の範囲内で1口座あたり1日100万円以下（千円単位）
- (3) 一般財形預金は、通帳・ご印鑑（届出印）の有無にかかわらず、預金口座の残高の範囲内で1口座あたり10万円以下（千円単位）

以上